

令和2年8月5日開催

箕輪町農業委員会第30回総会

会議録

1. 開催日時 令和2年8月5日（水） 午後3時15分から午後4時10分

2. 開催場所 役場3階講堂

3. 出席委員（22人）

| | | |
|------|------|--------|
| 会長 | | 柴 恒年 |
| 会長代理 | 議席1番 | 向山 勝一 |
| 委員 | 2番 | 向山 壽美治 |
| | 3番 | 北條 眞一 |
| | 4番 | 代田 三男 |
| | 5番 | 井口 雅文 |
| | 6番 | 日野 正章 |
| | 7番 | 大槻 博文 |
| | 8番 | 藤田 久一 |
| | 9番 | 根橋 英夫 |
| | 10番 | 原 美鈴 |
| | 11番 | 関 幹子 |
| | 12番 | 鈴木 健二 |
| | 13番 | 原 義久 |
| | 15番 | 小林 正俊 |
| | 16番 | 唐澤 太美男 |
| | 17番 | 春日 初 |
| | 18番 | 藤森 英雄 |
| | 19番 | 櫻井 克成 |
| | 20番 | 白鳥 善文 |
| | 21番 | 藤澤 昭二 |
| | 22番 | 金澤 博 |

4 農業委員会事務局職員

| | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 高橋 英人 |
| 事務局次長 | 丸山 敦 |
| 事務局書記 | 濱 麻利子 |

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
- 日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

| | |
|----|--|
| 局長 | <p>開会前の挨拶を交わしたいと思います。</p> <p>ご起立をお願いします。ご苦労さまでございます。</p> <p>農業委員会憲章のご唱和をお願いします。</p> <p>(農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にしていただくようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>ご苦労様です。長い梅雨が明け非常に暑い夏が来了。本当に暑い夏。熱中症等注意していただき、また、コロナについても第2波、長野県内でも発生、また上伊那管内でも、お隣の村で発生している状況のため。本日予定しました農業委員会歓送迎会については、役員会で延期を決めました。お互い気を付けて過ごしてほしいと思います。今月は、農地パトロールが予定されています。ご自分の担当エリアについて見回っていただきスムーズにまわれる様にお願いしたい。本日の現地確認の際町内まわりましたが、まだ、稲穂が出てきていない、非常に異常気象の影響が危惧される。野菜も取れないとで、市場も高値となっている。</p> <p>本日の会議につきましては、濃密にならないよう配慮してできるだけ短時間に終了できるよスムーズな進行を心掛けたいと思いますので。よろしくお願ひします。</p> |
| 局長 | <p>それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願ひいたします。</p> |
| 議長 | <p>ただいまから第30回総会を開会いたします。ただ今の出席委員は22人であります。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会</p> |

は成立いたします。

7月の経過報告について申し上げます。

第29回総会を7月6日(月)に行い、農地法第3条5件については、総会後7日付けて許可書を交付しました。農地法5条の転用審議案件7件については、総会後7日付けて許可書を交付しました。本日午前中に8月転用案件現地確認を行いました。また、本日総会に先立ち役員会を開催しました。以上で7月の報告を終わります。それでは、これより審議に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

7番大槻博文委員・8番藤田久一委員の両委員を指名いたします。日程第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 説明をいたします。

1つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の表示は、[REDACTED] 地目は「畠」面積 [REDACTED] m²です。

譲受人は[REDACTED]さん。隣接する宅地、建物を同時に取得。譲渡人遠方に住んでおり今後も農業を行う予定もなく、宅地含めて売却したいと考えていた。取得後の耕作面積は、7.7a で地域の下限面積5aを満たしております。

位置図は、1ページになります。

2つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

売買価格は、[REDACTED]です。

土地の所在は、[REDACTED] 地目は「田」面積 [REDACTED] m²です。

譲渡人は、会社員で、今後も農業をする予定はなく、適正に管理できないため売却することとした。譲受人の[REDACTED]は兼業農家であるが、農業経営拡充を考えており、取得することとした。農地取得後の耕作面積は26.0a で地域の下限面積5aを満たしております。

位置図は、4ページになります。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。1番の案件を向山勝一委員。

向山委員

[REDACTED]より説明。以前両親が暮らしていたが、母親は施設に入所した

ため、空き家となっていたが、借りて住んでいた [] が、取得することとした。内容は、事務局の説明のとおりであります。

議長 2番目の案件について、春日初委員

春日委員 7/20に[]が自宅にきて説明を受けた。原状は、不耕作地であり、[]が来て耕作いただけるとのことなのでいいことであるが、木下から松島まで来ての作業となるので、様子を注視していきたい。

議長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。採決をいたします。

議案第1号の案件は、原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議長 異議なしと認めます。よって第1号議案については認めることに決定しました。
日程第3議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第4条の許可申請について 説明をいたします。

1つの案件です。墓地に伴う申請になります。

土地の所在は、[] 地目「畠」面積 [] m²。

申請人は、[] の [] さん [] さんです。

父が、昭和16年に母親を、昭和35年に父親を亡くし、所有の畠に埋葬し、昭和45年に石塔を建立した。申請者としても今まで墓地である認識でした。今回正式に地目変更登記を行うため申請。第2種農地に該当。位置的代替性がないと判断します。

位置図は農地転用申請位置図の1ページになります。

2つの案件です。墓地に伴う申請になります。

土地の所在は、[] 地目「畠」面積 [] m²

[] 地目「畠」面積 [] m²

[] 地目「畠」面積 [] m²。 [] 筆 [] m²です。

申請人は、[REDACTED]です。

申請人は、昭和47年頃亡父が墓地として工事を行った。地目変更登記を行っていないため、今回地目変更登記を行うため計画。

農地区分は、相当数の街区を形成している農地、第2種農地にあたり、位置的代替性がないと判断します。

位置図は農地転用申請位置図の7ページになります。

3つ目の案件です。物置・車庫用地に伴う申請。

土地の所在は[REDACTED] 地目 「畠」 面積 [REDACTED] m²

当該地の前所有者が平成18年に隣接地[REDACTED]の土地に倉庫兼車庫を建築する予定で4条の許可を取得したが、何等かの理由で申請地に建築しており、その後、その土地建物を申請者が取得し現在に至っている。今回土地建物を売買するため、現況に合わせ計画をするもの。

農地区分は、宅地に囲まれた生産性の低い消極的2種農地、第2種農地に該当。位置的代替性もないと判断します。

位置図は、農地転用申請位置図の10ページになります。

議案第2号についての説明は以上になります。ご審議をお願いします。

議長 ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。
1番の案件について、唐澤太美男委員。

唐澤委員 7/20 [REDACTED] が来て説明。内容は事務局の説明のとおりであります。

議長 2番の案件について、北條眞一委員。

北條委員 7/15 [REDACTED] より説明。内容は、事務局の説明のとおりであります。

議長 3番の案件について、鈴木健二委員。

鈴木委員 過去の手違いのため、現況にあわせ申請を行う。内容は、事務局の説明のとおりであります。

議長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認めます。採決をいたします。
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)

議長

異議なしと認めます。よって第2号議案については原案のとおり認めることに決
定しました。

日程第4議案第3号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1つ目の案件です。使用貸借権設定による通路用地の申請です。

土地の所在は、[REDACTED] 地目は「畠」面積 [REDACTED] m²です。

申請人夫婦は、現在伊那市のアパートで2歳の子供と3人で暮らしている。将来
家族が増える予定であり、手狭なため、実家近くで両親の協力を得て子育てしたい
と考え、父親に相談したところ計画に快諾をいただいた。今回計画している住宅に
接続するため、通路が必要であるため計画するもの。

農地区分は、生産性に低い消極的2種農地、第2種農地に該当。集落に接続して
計画されており、位置的代替性もないため、転用もやむを得ないと事務局も判断し
ております。

位置図は、15ページになります。

2つ目の案件です。売買での所有権移転による住宅用地に伴う申請です。

土地の所在は、[REDACTED] 地目「畠」面積 [REDACTED] m²

売買金額は、[REDACTED] です。

譲受人は、現在アパートに住んでおり、手狭なため住宅を計画。譲渡人は、歯医
者を経営しており、今後も農業を行う予定がないため、売却することとした。

農地区分は都市計画区域内の農地。第3種農地に該当。

位置的代替性がないため転用もやむを得ないと事務局としては判断しております。

位置図は、20ページになります。

3つ目の案件です。売買での所有権移転に伴う駐車場用地としての申請です。

土地の所在は、[REDACTED] 地目「田」面積 [REDACTED] m²

転用事業者は、申請地と隣接地 [REDACTED] の土地。建物を合わせて購入し、
会社兼事務所を現在の場所から移転を計画。

売買価格は、[REDACTED] です。

農地区分は、市街化近郊地域で概ね10ha未満の農地、2種農地に該当。

位置的代替性も無いため、転用もやむなしと判断します。

位置図は、24ページになります。

4つ目の案件です。売買による所有権移転に伴う住宅用地の申請です。

土地の所在は、[REDACTED] 地目「畠」面積 [REDACTED] m²です。

住宅用地による申請となります。

申請者は、結婚の予定があり、現在家族で暮らしているが、独立して生活するため計画。

農地区分は、宅地に囲まれた生産性の低い消極的2種農地、第2種農地に該当。位置的代替性もないため転用はやむを得ないと判断している。

売買価格は、[REDACTED] です。

位置図は、28ページになります。

5つ目の案件です。売買による所有権移転に伴う住宅用地の申請です。

土地の所在は、[REDACTED] 地目「畠」面積 [REDACTED] m²です。

申請人は、システムエンジニアとして親子で業を営んでおり、仕事の関係でも、一緒に暮らしたほうが良いと考え計画。

農地区分は、都市計画区域内の農地で、第3種農地に該当。

位置的代替性も無いため転用もやむを得ないと判断しております。

売買価格は、[REDACTED]

位置図は、33ページになります。

6つ目の案件です。売買による所有権移転に伴う住宅敷地の拡張の申請です。

土地の所在は、[REDACTED] 地目は「畠」面積 [REDACTED] m²です。

申請者は、申請地及び隣接する宅地及び建物、農地を合わせて購入を計画。申請地については、すでに住宅進入路として使用されているため現況に合わせ購入を計画。

農地区分は、生産性に低い消極的2種農地、第2種農地に該当。集落に接続して計画されており、位置的代替性もないため、転用もやむを得ないと事務局も判断しております。

位置図は、38ページになります。

7つ目の案件です。売買による所有権移転に伴う住宅用地の申請です。

土地の所在は、[REDACTED] 地目は「田」面積 [REDACTED] m²

[REDACTED] 地目は「田」面積 [REDACTED] m² の [REDACTED] 筆 [REDACTED] m²です。

申請人は、現在借家住まいでの生活環境が変化する中、近くで住宅を建築できる土地を探していた。今回条件、形状、価格等希望に合致したため、計画。

農地区分は、都市計画区域内の農地、第3種農地に該当。位置的代替性もないため、転用もやむを得ないと事務局も判断しております。

位置図は、41ページになります。

8つ目の案件です。使用貸借権設定による共同住宅用地の申請です。

土地の所在は、[REDACTED] 地目は「田」 面積 [REDACTED] m²他 [REDACTED] 筆。

土地の所在につきましては、議案書の4ページを確認ください。

申請人は、平成6年8月22日付、住宅・道路用地として取得したが計画を断念。

土地の有効活用のため、計画を変更し、共同住宅用地として3棟計画。

農地区分は、都市計画区域内の農地、第3種農地に該当。位置的代替性もないため、転用もやむを得ないと事務局も判断しております。

位置図は、46ページになります。全部の案件で事業を実施するために必要な資力信用を判断する金融機関の残高証明や融資証明等、関係する土地改良区からの意見書が添付されています。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上であります。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。
1番案件について金澤博委員。

金澤委員 [REDACTED]さんが来て説明。内容は事務局の説明のとおりであります。

議長 2番目の案件について、日野正章委員。

日野委員 7/17 [REDACTED]より説明。周りは住宅地であり、問題ないと思われる。

議長 3番の案件について、大槻博文委員。

大槻委員 7/18 [REDACTED]より説明を受けた。現在の事務所には、駐車場も手狭であり、来場者の対応含め事務所を移転し、申請地を駐車場したいとの話である。

議長 4番目の案件について、藤田久一委員。

藤田委員 7/15 [REDACTED]より説明を受けた。周りは宅地であり問題ないと思われる。

議長 5番の案件について、原美鈴委員。

原委員 7/17 [REDACTED]が来て説明を受けました。内容は事務局の説明のとおりであります。

- 議長 6番の案件について、向山勝一委員。
- 向山委員 現状に合わせる形での申請となっています。
- 議長 7番の案件について、北條眞一委員。
- 北條委員 7/18 [REDACTED] が来て説明を受けました。内容は事務局の説明のとおりであります。
- 議長 8番の案件について、藤森英雄委員。
- 藤森委員 7/17 [REDACTED] が来て説明を受けました。内容は事務局の説明のとおりであります。
- 議長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。採決をいたします。
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)
- 議長 異議なしと認めます。よって第2号議案については原案のとおり認めることに決定しました。
日程第5議案第4号について議題とします。事務局より説明を求めます。
- 事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。
こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。
1ページは、総括表となります。
田 35,042 m² 畑 9,146 m² 計 44,188 m² であります。
2ページから6ページは、貸し手の状況となります。
利用権の設定期間は、令和2年8月7日から令和12年12月31日までの10年間となります。
8ページから9ページは、借り手の状況となります。
それぞれ確認をいただきたいと思います。

議案第4号 農地中間管理事業分に関する説明は以上となります。ご審議お願いします。

議長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第4号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第6議案第5号について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてそれぞれ説明いたします。

1ページは、総括表となります。

田 2,680 m²、畑 15718.8 m² 計 18398.8 m²

2ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

それぞれ確認いただきたいと思います。

議案第5号 農用地利用集積計画に関する説明は以上となります。ご審議お願いします。

議長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

1番向山委員

向山委員

貸し借りの期間が8か月とは。

事務局

伊藤さんの案件ですが、実際の耕作者は、横浜より来た池内夫妻で果樹を計画しているが、今研修期間のため農地を借りれないので研修受け入れ先の伊藤さんが借りる形となっております。

議長

その他ありますか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第5号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

ました。

続きまして、日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたもの 令和2年4月に受け付けた内訳になります。19件 解約の届出がありました。

全て次期耕作者が決まっている案件となっております。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長

報告第1号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第1号は聞き留めて参ります。

続きまして、日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号につきまして、ご説明いたします。

相続により農地を取得しました届出の令和2年6月から令和2年7月の受付分になります。全部で5件ございました。

複数筆ある状況でありますので、地元の農業委員さんも注意してみていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

報告第2号につきましての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長

報告第2号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第2号は聞き留めて参ります。

複数相続により取得されておりますので、地元の農業委員さんは、注視していただきたいと思います。

議長

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思います。

大槻委員

これから農地パトロールがあるが、毎年お願いに行っても全く進展がない方については、勧告等厳しい対応をお願いしたい。

事務局

農地パトロールの後行う利用意向調査に際し農業委員、推進委員の皆さんには、本当にご足労いただきしておりますが、昨年は、非農地化等対応した。話をいただければ、事務局職員も同行して話に行くことも可能と考えている。また、勧告をして固定資産税が上がってあまり効果はないので、解消してもらうよう働きかけを行っていくことが重要と考えます。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。
大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会長

7 番

8 番